

市町村名	事業名等	対象者・内容等
さつま町	新規就農者補助金	<p>★さつま町で就農される方などに対し、毎月5万円を1年間支給します。 さつま町で農業を主な職業としながら生計の中心として位置づけて年間200日以上農業者として就農される方で次の要件に該当する場合。 (1)新規参入者…18～55歳未満の町内非農家又は町外出身者等で本町に定住し、就農する者。 (2)後継者……親から独立して新たな作物の経営を開始する者。</p> <p>※補助金の額…毎月5万円を1年間(12ヶ月)支給する</p>
さつま町	商工業新規参入者支援補助金制度	<p>★さつま町で新たに商工業を開業される方に対し、月額5万円を1年間支給します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること。 2)認定申請時までに年齢が55歳未満であること。 3)商工会員で町内に住所及び事業所(町外資本企業及びフランチャイズチェーン店(共同仕入等は除く。)は除く。)を有する者であること。 4)税務署に開業届を提出した者であること。 5)就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 両親 イ 町内在住者 ウ 町長が認める町外在住者 (6)他の優遇措置を受けていないこと。